

**要望書**  
**(高齢者講習に対する交通事故被害者遺族の声)**

漆間巖警察庁長官殿

2006年9月21日

交通事故被害者遺族の声を届ける会  
代表：金澤善三

**1. 指定教習所における高齢者講習の実態調査を求めます。**

先月、兵庫県内の指定教習所における高齢者教習で多くの受講者に実技指導をせずに終了証明書が交付されていたことに対し、兵庫県警運転免許課が高齢者講習の実態を調査し、県内の教習所に文書で実技指導の徹底を促しているとの問題が報道されました。しかしこれは兵庫県のみの問題でしょうか。高齢者を加害者にしない為の高齢者教習でこのような問題が発生していないか全都道府県における実態調査と実技指導の徹底を求めます。

**2. 石川県警のホームページ上での高齢者講習に関する記述の改訂を求めます。**

石川県警のホームページ上に掲載されている運転免許更新時の高齢者講習の箇所に以下のQ&Aがあります。

**【Q&A】**

Q. 普段、ほとんど運転しませんが、身分証明書として免許証を持っていたいのですが…。

A. ペーパードライバーの方でも免許証を更新する以上は、講習を受講していただく必要があります。その場合は、自動車学校の方におっしゃっていただければ、「他の方の運転を見ていただいてその危険性を認識していただく」等のしかるべき措置をとります。

Q. 運転にはあまり自信がないのですが…。

A. ご心配には及びません。この講習により“「免許証取消」になる”などということはありません。普段通りの運転をしてください。

Q. 普通車の免許証を持っているのですが、最近では原付しか乗っていないのですが…。

A. この講習は、普段使用している車種で行うことになっております。原付の講習を受講してください。なお、更新の際には講習の種類に関係なく、現在お持ちの免許種別で手続きを行うことができます。

このページの最上部には高齢者講習の目的が以下のように記述されていますが、

**「急増する高齢ドライバーに対して、年齢からくる身体能力の低下を自覚していただき、安全で豊かな車社会を創るための講習です。」**

このQ&Aの内容も兵庫県の問題と同様に「高齢者を加害者にしない」＝「事故を未然に防ぐ」という観点が抜け落ちています。

このような高齢者に対してあたかも高齢者講習が安易な形式だけの講習であるかのような印象を与える記述の即時改訂と高齢者講習のあり方についての再検討を求めます。

(Q&A形式は分かりやすい情報提供の方法なので、「運転免許証を身分証明証として持っていたのですが・・・」というような更新・返納を迷っている高齢者からの質問に対しては「写真付の住民基本台帳カードも運転免許証のように公的な身分証明証として利用することができます」というような情報提供があってもいいのではないのでしょうか)

中・長期的には代替交通手段の確保など他の省庁とも協力の上、高齢ドライバーの声も反映した「高齢者を加害者にしない」対策を求めます。

私たち交通事故遺族の何よりの願いは交通事故防止であり、担当官が交通事故発生現場、遺体の検視を目の当たりにされ、どの省庁よりも事故の悲惨さを痛感されている警察庁に対して、可能な限り最良の事故防止対策を期待しております。

この高齢者講習に関する問題を含めた警察庁における交通安全・人命尊重に対する意識レベルの向上についてのさらなる指導・通達について、本書面到達より(3ヶ月)を目途にお知らせ頂きたく何卒宜しくお願い致します。